

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市

平成 23 年度からの入札契約制度の改正について

大阪市は、これまで入札・契約の公正性、透明性、競争性の向上を図るために、さまざまな改正を行ってきましたが、今般、入札契約制度のより一層の改善を図ることとし、次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 電子入札システムの利用拡大及び各所属長等における契約締結権限の見直しについて

(1) 契約管財局以外の所属における電子入札システムの利用拡大について

契約管財局のみで行っている電子入札システムの利用を、入札の取扱い件数が多い他の所属でも利用可能とする。

具体的には、総務局、市民局、財政局、健康福祉局、こども青少年局、ゆとりとみどり振興局、経済局、中央卸売市場、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、消防局、交通局、水道局、病院局及び教育委員会事務局において利用可能とする。

(2) 各所属長に委任されている契約締結権限の見直しについて

入札の取扱い件数が少ない所属の契約締結権限の金額を引き下げる。

具体的には、政策企画室、情報公開室、市政改革室、危機管理室、契約管財局、計画調整局、会計室、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務総括局及び市会事務局において、次のとおり引き下げ、次の金額を超えるものについては、契約管財局で入札契約事務を行う。

	現 行	平成 23 年 10 月
物品買入(※1)	2 0 0 万円以下	4 0 万円以下
物品借入	1 4 0 万円以下	4 0 万円以下

(3) 区長に委任されている契約締結権限の見直しについて

区長に委任されている契約締結権限を次のとおり見直すこととし、次の金額を超えるものについては、契約管財局で入札契約事務を行う。

	現 行	平成 23 年 4 月(※2)	平成 23 年 10 月
物品買入(※1)	制限なし	200万円以下	40万円以下
物品借入	制限なし	140万円以下	40万円以下
工事請負	制限なし	100万円以下	100万円以下

[実施時期] 平成 23 年 10 月 (予定)

(※1) 印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約を含む。

(※2) 経過措置として、平成 23 年 6 月 1 日以後に公告及び発注するものから取扱うものとする。

2 工事請負契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格の見直しについて

(1) 調査基準価格及び最低制限価格の算定方式の見直しについて

低入札価格調査制度における調査基準価格、最低制限価格について、次のとおりの見直しを行う。(別紙1、別紙2参照)

(現 行)

予定価格の3分の2から10分の8.5までの範囲内で、次の合計額。

直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の60%+一般管理費の30%

(改 正)

予定価格の70%から90%までの範囲内で、次の合計額。

直接工事費の95%+共通仮設費の90%+現場管理費の70%+一般管理費の30%

(2) 低入札価格調査制度の適用範囲の見直しについて

低入札価格調査制度の適用範囲を原則、予定価格が23億円以上の案件とする。(別紙2参照)

(現 行) 予定価格3億円以上

(改 正) 予定価格23億円以上

(3) 低入札価格調査制度における数値的判断基準の見直しについて

① 数値的判断基準の算定における4項目のうち、現場管理費の見直しを行う。

(現 行) 60%

(改 正) 70%

② 入札者が提出した値が、本市設計価格を構成する4項目にそれぞれ一定率を乗じた値をひとつでも下回れば失格としていたが、今後は、4項目

の合計値が下回れば失格とする。ただし、建築工事及び給排水衛生冷暖房工事等は除く。**(別紙3参照)**

[実施時期] 平成23年4月1日以降発注分(※)から

(※) 平成23年4月1日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成23年4月1日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成23年4月1日以降に指名するものをいう。

3 工事請負契約に係る入札等の取扱いについて

(1) 契約管財局発注の造園工事に係る事後審査型制限付一般競争入札の入札参加において次のとおり、市内本店業者のみが入札に参加できる対象工事の拡大を行う。

経営事項審査 における 総合評定値 (P 点)	物 件 等 級	予定価格 (税込)	受注可能本数 (現行)		受注可能本数 (改正)	
			本店業者	支店業者	本店業者	支店業者
800 点以上	A	5 千万円以上	3 本	1 本	3 本	0 本
799 点～650 点	B	5 千万円未満 1.5 千万円以上		0 本		
650 点未満	C	1.5 千万円未満		0 本		

(2) 契約管財局以外で発注する工事種目のうち土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事、造園工事、解体工事、塗装工事及び防水工事の事後審査型制限付一般競争入札・公募型指名競争入札については、原則として、市内本店業者のみに発注することとする。(別紙 4 参照)

(3) 大阪市の発注する工事請負契約において、契約相手方に対して、下請業者をできる限り市内(地元)の業者とするよう要請を行うとともに、施工に必要な各種の建設資材及び建設機械等の購入またはリースについてもできる限り市内(地元)業者とするよう要請する。(別紙 4 参照)

[実施時期] 1 及び 2 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分 (※) から
3 平成 23 年 4 月 1 日以降契約分から

(※) 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。

4 物品調達に係る入札等の取扱いについて

市内中小企業の育成の観点から、受注機会の拡大を図るため、国で指定する中小企業者の受注機会を増大することが必要であると認められる官公需特定品目のうち、予定価格500万円未満の入札については、原則として市内中小企業者に限定して発注を行う。なお、特定品目のうち、印刷及び事務用品の入札については、原則として、市内本店中小企業者に限定して発注する。

また、予定価格500万円未満の官公需特定品目以外の入札についても、市内中小企業の入札参加者が7者以上確保できる案件については、原則として市内中小企業者に発注を行う。**(別紙5参照)**

ただし、競争性が著しく損なわれていると認められるときは、別途取り扱いを検討する。

[実施時期] 平成23年4月1日以降発注分(※)から

(※) 平成23年4月1日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成23年4月1日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成23年4月1日以降に指名するものをいう。

5 測量・建設コンサルタント等契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格の見直しについて

測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務（以下「測量・建設コンサルタント等」という。）契約に係る調査基準価格及び最低制限価格について次のとおり見直しを行う。（別紙6、別紙7参照）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	<p>(現行) 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>↓</p> <p>(改正) 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額</p>	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	<p>(現行) 技術料等経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>↓</p> <p>(改正) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>	<p>(現行) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>↓</p> <p>(改正) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	<p>(現行) 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>↓</p> <p>(改正) 技術経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>	<p>(現行) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>↓</p> <p>(改正) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>
地質調査業務	直接調査費の額	<p>(現行) 間接調査費の額</p> <p>↓</p>	<p>(現行) 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額</p> <p>↓</p>	<p>(現行) 諸経費の額に10分の3を乗じて得た額</p> <p>↓</p>

		(改正) 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	(改正) 解析等調査業務費の額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額	(改正) 諸経費の額に 10 分の 4 を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	(現行) 技術経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 ↓ (改正) 技術経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	(現行) 諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額 ↓ (改正) 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額

[実施時期] 平成23年4月1日以降発注分 (※) から

(※) 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。

6 測量・建設コンサルタント等契約に係る成績評定の実施について

測量・建設コンサルタント等の契約においては、平成22年6月から最低制限価格等を導入し、極端な低価格での受注を解消してきたが、不良不適格業者の排除や適正な履行確保の観点から全市的に成績評定を導入するとともに成果物の評価方法の統一を図る。

(1) 導入対象範囲

「測量・建設コンサルタント等」(次に掲げる業務種別)

100 測量、200 地質調査、300 建築設計・監理、400 設備設計・監理、
500 建設コンサルタント、600 補償コンサルタント

(2) 導入方法

一部の所属において使用している成績評定要領をもとに、今後は、成績評定を導入していない所属においても導入を行う。

また、平成23年度中に、「大阪市業務委託成績評定要領(仮称)」を策定する。

(3) 共用する成績評定要領

「大阪市建設局業務委託成績評定実施要領」

「都市整備局設計委託業務成績評定要領」(建築・設備)

「都市整備局工事監理委託業務成績評定要領」(建築・設備)

[実施時期] 平成23年4月1日以降

7 業務委託契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格の見直しについて

低入札価格調査制度における調査基準価格、最低制限価格について、次のとおりの見直しを行う。(別紙8、別紙9参照)

(現 行)

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているもの
直接業務費＋共通仮設費＋現場管理費（現場経費）の1/5
ただし、その金額が予定価格の10分の8.5を超える場合には予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合には予定価格の3分の2を乗じて得た額とする。
- (2) 物価資料、建物物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているもの
予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- (3) 前年度実績、業者見積りにより予定価格を算出するなど、上記(1)(2)以外の方法によるもの
個別算定による。

(改 正)

- (1) 工事請負契約と同様の積算方法で予定価格を算出しているもの
直接業務費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%
ただし、その金額が予定価格の10分の9を超える場合には予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、10分の7に満たない場合には予定価格の10分の7を乗じて得た額とする。
- (2) 物価資料、建物物価等の資料から予定価格を積み上げて算出しているもの
予定価格に10分の6.6を乗じて得た額とする。
- (3) 前年度実績、業者見積りにより予定価格を算出するなど、上記(1)(2)以外の方法によるもの
個別算定による。

[実施時期] 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分（※）から

（※）平成 23 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。

8 消防設備保守点検業務に係る低入札価格調査制度の試行導入について

過度な低価格入札を排除し、適正な履行を確保するため、契約管財局契約部で入札を執行する消防設備保守点検業務において、低入札価格調査制度の試行導入を行う。（別紙 10 参照）

対象となる入札 予定価格 1,000 万円以上の入札案件

[実施時期] 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分（※）から

（※）平成 23 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。

9 業務委託契約における入札の取扱いについて

契約管財局契約部で入札を執行する業務委託契約について、次のとおり受注制限を行う。

(1) 対象となる入札

前年度及び前々年度中の契約管財局契約部における入札時に、20 者以上の入札参加実績のあった業務委託契約の入札。

ただし、WTO 政府調達協定適用契約、総合評価競争入札により入札を行う契約及び競争性を確保することが困難と認められる契約の入札は除く。

①測量・建設コンサルタント等 (※1) (別紙 11 参照)

②上記①以外の入札において同内容の複数業務 (※2) を、まとめて同時期に発注するもの

(2) 受注可能本数制限

①上記 (1) -① 市内本店業者は 3 本、市外業者及び市内支店業者は 1 本

②上記 (1) -② 同時に受注できる本数を原則として 1 本に制限 (※3)
又は、配置予定技術者や資機材保有等の状況により同時に受注できる本数を制限

[実施時期] 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分 (※4) から

(※1) 測量・建設コンサルタント等については、平成 22 年 6 月から受注制限を導入実施しているところであるが、今般、対象となる基準である入札参加実績を 15 者から 20 者に引き上げるものである。

(※2) 同内容の複数業務：同一の、業務内容、入札参加資格、事業主管局で、同時期に入札執行を行う案件。

(※3) 同時発注の本数や入札参加者数を勘案し、請求局と協議の上、受注可能本数を 2 本以上とする場合がある。

(※4) 平成 23 年 4 月 1 日以降発注分：一般競争入札又は公募型指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に公告するものをいう。また、指名競争入札の方法により締結する契約にあつては、平成 23 年 4 月 1 日以降に指名するものをいう。